

第 2 号議案

令和 7 年 2 月 1 日から同月 28 日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 日から同月 28 日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例

令和 7 年 2 月 1 日から同月 28 日までの間における町長及び副町長の給与月額は、愛南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成 16 年愛南町条例第 47 号)第 3 条の規定にかかわらず、同条例別表第 1 に定める額からその 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

平成 27 年度から令和 6 年度までの間に行った 5 件の財産取得について、議会の議決を経ずに行った責任を明らかにするため、町長及び副町長の給与の減額に関し必要な事項を定める必要があるため。